

お盆期間の高速道路の交通量平準化を図る休日割引適用日の変更

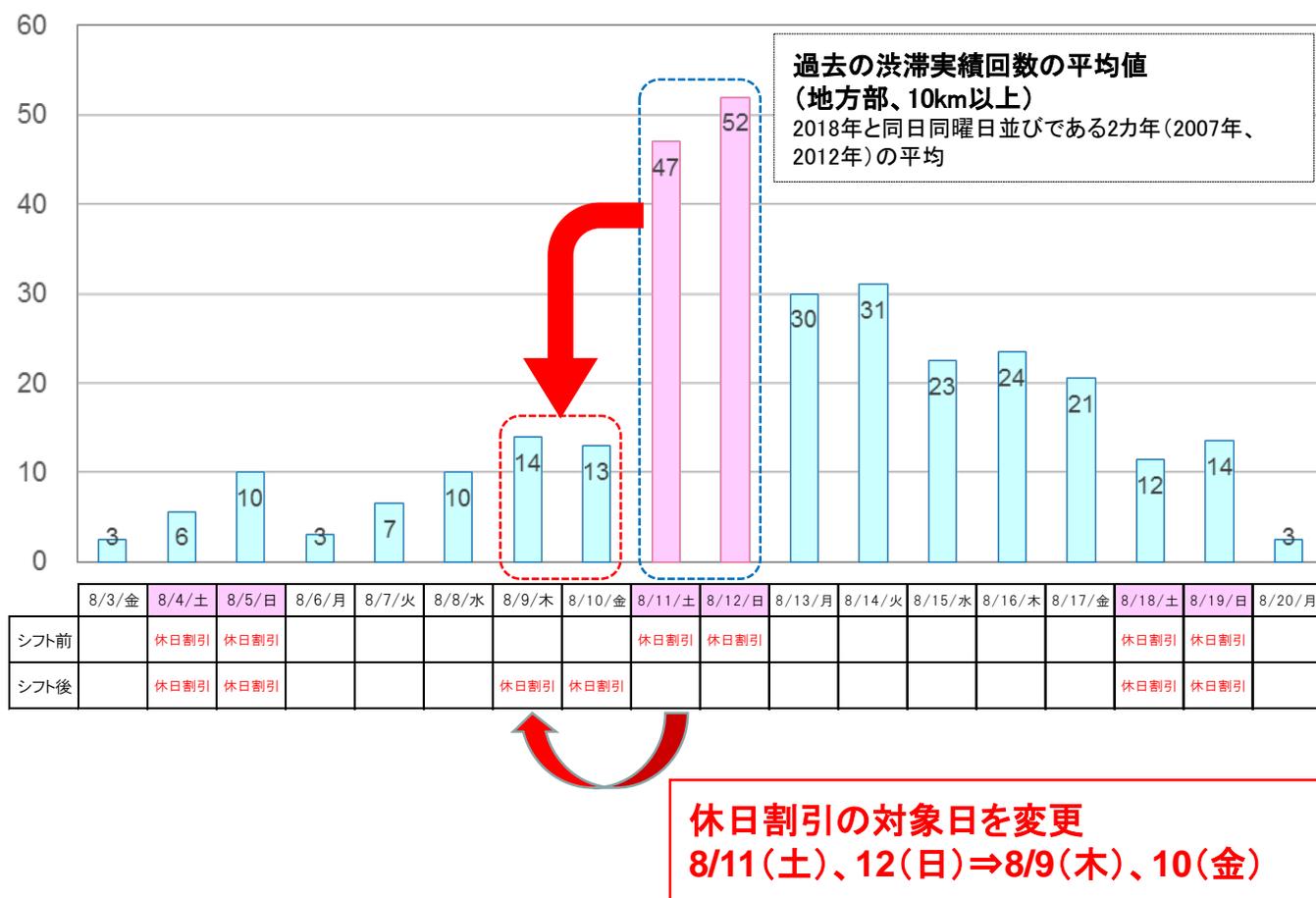
お盆期間の高速道路の交通量の平準化を図るため、休日割引の対象日を、8月11日(土・祝)と12日(日)から、8月9日(木)と10日(金)に変更いたします。

※下記以外の日および割引については、変更ありません。

- 8月11日(土・祝)と12日(日)は、休日割引が適用されません。
- 8月9日(木)と10日(金)は、休日割引が適用されます。

※安房峠道路、広島呉道路の休日割引は、今回の変更の対象外となります。

※各割引の詳細については、各高速道路会社のホームページ等でご確認ください。



(参考)

社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会

「高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する取組 基本方針」(2017年12月22日)【抜粋】

3. 施策の進め方について

(3) 多様な連携・協働

・GWやお盆、年末年始など特異な渋滞が発生する期間においては、渋滞予測等を積極的に広報し、利用者の渋滞回避に繋げるとともに、料金の設定の工夫等により交通量の平準化を目指すべきである。

(参考)休日割引について【NEXCO、宮城県道路公社の場合】

■主な目的

観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、高速道路の有効活用を促進

■割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、土日祝日※1に地方部の高速道路を通行する軽自動車等および普通車

※1 1月2、3日を含む

②対象道路

NEXCO東日本、中日本、西日本、宮城県道路公社が管理する地方部の高速国道および一般有料道路(一部※2を除く)

※2 京葉道路、第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎ジャンクションから久喜白岡ジャンクションまでの区間)、京滋バイパス、第二京阪道路、第二神明道路、堺泉北道路、南阪奈道路、沖縄自動車道

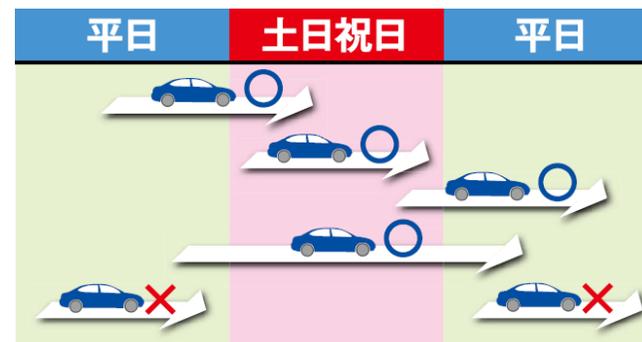
③割引率

3割引(地方部)

④割引条件

- ・ETC軽自動車等または普通車
- ・土日祝日の0～24時および1月2、3日の0時～24時の間に対象道路を走行

〈適用例〉



(参考)休日割引について 【本四高速の場合】

■主な目的

観光需要を喚起し、地域活性化を図るため

■割引概要

①割引対象

ETCシステムにより、土日祝日※1に本四道路の料金所を通行する軽自動車等および普通車

※1 1月2、3日を含む

②対象道路

神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道

③割引適用後の料金

・2014年3月までの休日終日割引後料金を上回る区間について、2014年3月までの休日終日割引後料金と同額(消費税8%の場合の料金)。

④割引条件

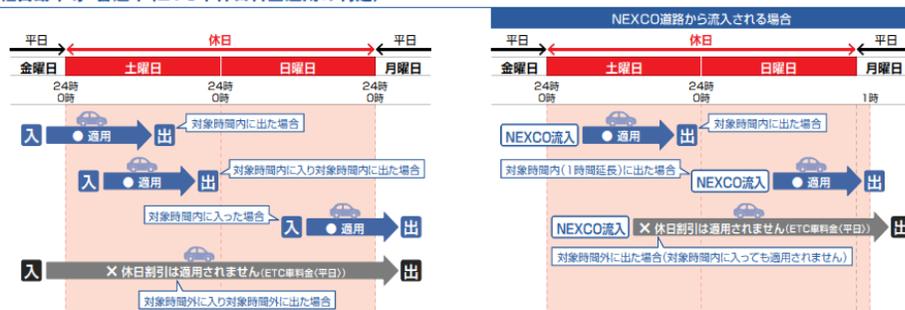
・土日祝日に本四道路の流入する料金所または流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等および普通車。
・山陽自動車道または高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道または瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、土日祝日の午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

代表区間の料金(普通車の例)

平日/休日	神戸西～鳴門	早島～坂出	西瀬戸尾道～今治
休日	2,620円	1,950円	2,260円
平日	3,280円	2,270円	2,890円
割引額	660円	320円	630円

〈適用例〉

軽自動車等・普通車(ETC車休日料金適用の判定)



※割引適用時間が1時間延長されます。(延長された時間内に流入した場合を除きます。)